

宝塚市立高司中学校 P T A 規約

改 訂 案	現 行
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (名称及び事務所) <u>本会は、宝塚市立高司中学校 P T A と称し、事務所を宝塚市高司 2 丁目 3 - 1 高司中学校内に置く。</u></p> <p>第 2 条 (目的及び基本理念) <u>本会は、宝塚市立高司中学校 (以下、「本校」という。)における教育支援及び生徒の福祉増進を図ることを目的とし、基本理念を次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 学校と家庭との関係を緊密にして、生徒の人間の成長と学校教育の資質向上に資する。 (2) 「家庭・学校・地域」の連携の重要性に鑑み、生徒の福祉増進を地域社会の営みの中で模索する。</p> <p>第 3 条 (事業活動) <u>本会は、前条の目的を達成するため、人間的「ふれあい」を基調として、次の事業活動 (以下、「活動」という。)を行う。</u></p> <p>(1) 会員の研修と親睦に関すること。 (2) 家庭教育の振興に関すること。 (3) 本校の教育的環境の整備・改善に資すること。 (4) 生徒の福祉増進に資するための地域連携に関すること。 (5) 児童・生徒の福祉向上を目的とする他の団体・関係諸機関との連携に関すること。 (6) その他、目的達成に必要なこと。</p> <p>第 4 条 (方針)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (名称及び事務所) <u>この会は、宝塚市高司中学校 P T A (以下本会という) と称し、事務所を宝塚市高司 2 丁目 3 - 1 高司中学校内に置く。 ※ 以下「高司中学校」を「本校」という。</u></p> <p>第 2 条 (目的と基本理念) <u>本会の目的は、本校における教育支援と、生徒の福祉増進を図ることである。</u> <u>この目的に関する基本理念を以下に掲げる。</u></p> <p>(1) 学校と家庭との関係を緊密にして、生徒の人間の成長と学校教育の資質向上に資する。 (2) 「家庭・学校・地域」の連携の重要性に鑑み、生徒の福祉増進を地域社会の営みの中で模索する。</p> <p>第 3 条 (事業活動) ※ 以下「事業活動」を「活動」という。 <u>本会は、前条の目的を達成するため、人間的「ふれあい」を基調として次の活動を行う。</u></p> <p>(1) 会員の研修と親睦に関すること。 (2) 家庭教育の振興に関すること。 (3) 本校の教育的環境の整備・改善に資すること。 (4) 生徒の福祉増進に資するための地域連携に関すること。 (5) 児童・生徒の福祉向上を目的とする他の団体・関係諸機関との連携に関すること。 (6) その他、目的達成に必要なこと。</p> <p>第 4 条 (方針)</p>

<p>本会は、次の方針に基づいて活動を行う。</p> <p>(1) 非営利的、非宗教的、非政党的であること。</p> <p>(2) 自主的、民主的であること。他のいかなる勢力の干渉も、受け入れないこと。</p> <p>(3) 学校の管理運営・人事に干渉しないこと。</p> <p>第2章 組織と機関</p> <p>第1節 常設組織</p> <p><u>第5条（常設組織）</u></p> <p>本会は、任意加入の団体であり、本校に在籍する<u>生徒の保護者と在職の教職員</u>とで組織される。会員は平等の権利と責務を有し、構成員として、積極的な参画と協力が期待される。<u>前条の方針に基づき、常設組織</u>をもって活動する。</p> <p><u>第6条（構成）</u></p> <p>事業活動を遂行するためにPTA本部（以下、「本部」という。）の下に学年部及び専門部を設ける。</p> <p>(1) 本部は、執行機関と常設組織において中心的役割を担う。学校行事への積極的な協力と支援、地域団体及び外郭団体との連携のほか、学年部・専門部の支援と調整を図る。また、生徒の諸活動、会員の教育・福祉・環境に関する自主活動への側面援助を行う。</p> <p><u>(2) 学年部は、各学年に設ける。</u></p> <p><u>(3) 専門部は、広報部、人権同和推進部及び生活部を設ける。</u></p> <p><u>(4) 生活部は、専門部でありながら、その任期の差異（4月～翌年3月）により、半独立的組織体として位置づける。</u></p>	<p>本会は、以下の方針に基づいて活動を行う。</p> <p>(1) 非営利的、非宗教的、非政党的であること。</p> <p>(2) 自主的、民主的であること。他のいかなる勢力の干渉も、受け入れないこと。</p> <p>(3) 学校の管理運営・人事に干渉しないこと。</p> <p>第2章 組織と機関</p> <p>本会は、任意加入の団体であり、本校在籍の<u>（生徒の）保護者と在職の教職員</u>とで組織される。会員は平等の権利と責務を有し、構成員として、積極的な参画と協力が期待される。<u>前章の方針に従い、その目的を達成するため、以下の常設組織と機関</u>をもって活動する。</p> <p><u>第1条（構成）【常設（事業活動）組織と機関図】</u></p> <p><u>（図）省略</u></p> <p>事業活動を遂行するために「PTA本部」の下に「学年部」と「専門部」を設ける。</p> <p>(1) PTA本部（以下本部という）は、執行機関と常設組織において中心的役割を担う。学校行事への積極的な協力と支援、地域団体および外郭団体との連携のほか、学年部・専門部の支援と調整を図る。また、生徒の諸活動、会員の教育・福祉・環境に関する自主活動への側面援助を行う。</p> <p><u>(2) 「学年部」「専門部」をそれぞれ構成する組織として、「1・2・3学年部」および「生活部」・「広報部」・「人権同和推進部」を設ける。</u></p> <p><u>(3) 「生活部」は、専門部でありながら、その任期の差異（3月～翌年2月）により、半独立的組織体として位置づけられる。</u></p>
--	---

<p>(5) 本部に属する者を執行役員という。顧問及び会計監査は、執行役員としない。</p> <p>(6) 学年部、専門部に属する者を委員という。</p> <p>(7) 顧問は、総会・委員総会・代表委員会のすべてにおいて、発言、発議、議決の権利を有する。</p> <p>(8) 常設組織・機関図は、別表のとおりとする。</p>	<p>(4) 本部に属する者を、「執行役員」といい、顧問及び会計監査は、執行役員とはしない。</p> <p>他の学年部、専門部に属する者を「委員」という。なお、学年部の部長を「学年長」といい、生活部の委員を、<u>通例「生活委員」という。</u></p> <p>顧問は、総会・委員総会・代表委員会のすべてにおいて、発言、発議、議決の権利を有する。</p>
<p><u>第7条（執行役員、顧問及び会計監査）</u></p> <p>執行役員、顧問及び会計監査それぞれの任務、選出手順及び任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 任務</p> <p>①会長は、本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>②副会長は、会長を補佐し、会務を調整する。会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。内1名は、学校側窓口として教職員間と校内の連絡調整に当たる。</p> <p>③会計は、本会の経理業務一切を担当する。</p> <p>④書記は、会議の記録、各種文書の管理・印刷、PTA室使用に係る調整等を行う。</p> <p>⑤顧問は、会長の諮問に応じる。<u>本会の目的を達成するために必要とするときは、意見を具申する。</u></p> <p>⑥会計監査は、本会の会計の監査に当たる。9月末締めで中間監査、3月末締めで決算監査を行う。中間監査報告を委員総会（12月）で行い、決算監査報告を総会で行う。監査においては、項目間流用を認める。</p> <p>⑦執行役員（会長・副会長・会計・書記）は、<u>発議、議決において平等の地位と権利と責任を有する。</u></p> <p>(2) 選出方法</p> <p>①会長は、選考委員会が指名することによって内</p>	<p><u>第2条（執行役員と顧問、会計監査）</u></p> <p>執行役員と顧問、会計監査について任務と選出手順および任期を定める。</p> <p>(1) 任務と資格</p> <p>・<u>執行役員（会長・副会長・会計・書記）は、発議、議決において平等の地位と権利と責任を有する。</u></p> <p>① 会長は、本会を主宰・代表し、会務を統括する。</p> <p>② 副会長は、会長を補佐し、会務を調整する。会長が事故の場合、これを代行する。</p> <p>内1名は、学校側窓口として教職員間と校内の連絡調整に当たる。</p> <p>③ 会計は、本会の経理業務一切を担当する。</p> <p>④ 書記は、会議の記録、各種文書の管理・印刷、PTA室使用に係る調整等を行う。</p> <p>・<u>顧問は、会長の諮問に応じる。又、本会の目的を達成するために、必要な意見を具申する。</u></p> <p>・<u>会計監査は、本会の会計の監査に当たる。9月末締めで中間監査、3月末締めで決算の監査を行う。中間監査報告は（12月）委員総会で行い、決算監査を総会で報告する。</u>監査においては、項目間流用を認める。</p> <p>(2) 選出手順 ※「若干名」を本会では「4名を越えない人数」と規定する。</p> <p>① 会長は、選考委員会の指名により内定され、総</p>

<p>定し、総会において承認する。ただし、教職員は候補者に該当しない。候補者が複数いる場合は、別に定める<u>選挙</u>において決定する。</p> <p>②副会長（若干名）の選出方法は、会長に準じるが、内1名は、会長が教職員に委嘱し、通例教頭がその任に当たる。</p> <p>③会計（若干名）の選出方法は、会長に準じ、保護者より選出する。</p> <p>④書記（若干名）の選出方法は、会長に準じ、保護者より選出する。</p> <p>⑤顧問（若干名）の内1名は学校長が就任し、他は会長が委嘱する。退任する前役員より選出し、再任を妨げない。</p> <p>⑥会計監査（2名）は、前年度会計がその任に当たる。留任等の理由により欠員となる場合は、1名を前年度本部役員より、他を選出免除期間中の役員経験者より選出する。</p> <p>⑦前各号における若干名は、4名以内とする。</p>	<p>会において承認されなければならない。但し、教職員は候補者に該当しない。候補者が並立した場合は、別に定める「<u>選挙規程</u>」による<u>投票</u>において決定する。</p> <p>②副会長（若干名）の選出方法は、会長に準じるが、内1名は、会長が教職員に委嘱し、通例教頭がその任に当たる。</p> <p>③会計（若干名）の選出方法は、会長に準じ、保護者より選出する。</p> <p>④書記（若干名）の選出方法は、会長に準じ、保護者より選出する。</p> <p>⑤顧問（若干名）の内1名は学校長が就任し、他は会長が委嘱する。退任する前役員より選出し、再任を妨げない。</p> <p>⑥会計監査（2名）は、<u>通例</u>前年度会計がその任に当たる。留任等の理由により欠員する場合は、1名を前年度本部役員より、他を選出免除期間中の役員経験者より選出する。</p>
<p>(3) 任期 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。顧問を除き、欠員が生じた場合は、委員総会の承認を得て、補充することができる。</p>	<p>(3) 任期 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。顧問を除いて欠員が生じた場合は、委員総会に諮（はか）り、補充することができる。</p>
<p><u>第8条（委員）</u> 常設組織の委員について、<u>任務、選出方法及び任期</u>を次のとおり定める。</p> <p>(1) 生活部</p> <p>①本会の地域活動における推進役・窓口として活動する。</p> <p>②各地区に若干名選出する。地区ごとの委員数は、生活部会において決定する。</p> <p>③委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。欠員が生じた場合は、選出母体から補充する。<u>欠員を補充した場合の任期は、前任者の任期の間とする。</u></p> <p>④1家庭あたり原則1回以上選任されるものとす</p>	<p><u>第3条（委員）</u> 常設組織の委員について、<u>それぞれの組織での①任務と②選出手順および③任期</u>を定める。</p> <p>(1) 生活部</p> <p>①本会の地域活動における推進役・窓口として活動する。</p> <p>②各地区に若干名選出する。地区ごとの委員数は、生活部会において決定する。</p> <p>③委員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。欠員が生じた場合、選出母体から補充する。任期は前任者の任期の間とする。</p> <p>④1家庭あたり原則1回以上選任されるものと</p>

<p>る。ただし、複数回の選任を妨げない。</p> <p>(2) 学年部</p> <p>① 学年・学級における会員相互の親睦と、教職員との連携により本会の目的達成のための活動を推進する。</p> <p>② 委員数・選出方法は、委員総会において決定する。</p> <p>③ 委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。欠員が生じた場合は、選出母体から補充する。任期は前任者の任期の間とする。</p> <p><u>第9条 (代表委員)</u></p> <p>各部の部長・副部長を代表委員といい、本部役員・顧問とともに執行機関である代表委員会を構成する。</p> <p>(1) 任務</p> <p>① 部長は、定例又は臨時に部会を招集し、<u>会議の運営及び諸活動を推進する</u>。副部長は、部長を補佐し、<u>部長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する</u>。</p> <p>② 部員 (委員) は、正副部長に協力し、<u>活動する</u>。</p> <p>(2) <u>選出方法</u></p> <p>① 正副部長は、部員 (委員) の互選により<u>決定する</u>。</p> <p>② 生活部は、部長1名、副部長2名とし、<u>副部長が各ブロック長を兼務する</u>。</p> <p><u>第10条 (執行役員、委員の選出免除)</u></p> <p>役員及び委員の経験者は、その功勞により<u>次の期</u></p>	<p>する。但し、複数回の選任を妨げない。</p> <p>(2) 学年部</p> <p>① 学年・学級における会員相互の親睦と、教職員との連携により本会の目的達成のための活動を推進する。</p> <p>② 委員数・選出方法は委員総会において決定する。</p> <p>③ 委員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。欠員が生じた場合、選出母体から補充する。任期は前任者の残任期間とする。</p> <p><u>第4条 (代表委員)</u></p> <p>各部の部長・副部長を「代表委員」といい、本部役員・顧問とともに執行機関である代表委員会を構成する。</p> <p>(1) 任務</p> <p>① 部長は、定例又臨時に部会を招集し、<u>会議・活動を推進する</u>。副部長は、部長を補佐し、<u>時に代理する</u>。</p> <p>② 部員 (委員) は、正副部長に協力し、<u>活動に当たる</u>。</p> <p>(2) <u>選考手順</u></p> <p>① 正副部長は、部員 (委員) の互選による。</p> <p>② <u>生活部では、部長1名、副部長2名とする。いずれも、各ブロック長を兼務する</u>。</p> <p><u>第5条 (経費補助)</u></p> <p>(1) 役員、委員の諸活動は、原則無償によって行われる。</p> <p>(2) 外郭団体等の行事に参加した場合、別途定める規程によって実費支給する<u>場合もある</u>。</p> <p><u>第6条 (役員、委員の選出免除)</u></p> <p>役員・委員の経験者は、その功勞により<u>一定期間、</u></p>
---	---

<p>間、選出について免除される。<u>ただし、立候補を妨げない。</u></p> <p><u>(1) 執行役員 5年間</u></p> <p><u>(2) 委員 3年間</u></p>	<p>(選出において) 免責される。</p> <p><u>(1) 役員</u></p> <p><u>① 過去 5 年間の執行役員の経験者は、役員・委員の選出対象外とする。</u></p> <p><u>② 「運営規程 第 7 条」に該当する者。</u></p> <p><u>③ 但し、立候補する場合は、これを妨げない。</u></p>
<p><u>2 その他、選出について免除される場合は、別に定める。</u></p>	<p><u>(2) 委員</u></p> <p><u>① 過去 3 年間の委員経験者は、役員・委員の選出対象外とする。</u></p> <p><u>② 「運営規程 第 7 条」に該当する者。</u></p> <p><u>③ 但し、立候補する場合は、これを妨げない。</u></p>
<p>第 1 1 条 (経費補助)</p> <p>(1) 役員及び委員の諸活動は、原則、無償とする。</p> <p>(2) 外郭団体等の行事に参加した場合、別に定める規程に基づき、実費を支給することができる。</p>	
<p><u>第 2 節 機関</u></p> <p><u>第 1 2 条 (機関)</u></p> <p>本会の目的を達成するために、議決機関として総会及び委員総会を、執行機関として代表委員会を設ける。</p>	<p><u>第 7 条 (機関)</u></p> <p>本会の目的を達成するために、議決機関として総会および委員総会を、執行機関として代表委員会を設ける。</p>
<p><u>第 1 3 条 (総会)</u></p> <p>総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。</p> <p>(1) 付議すべき事項</p> <p>①前年度活動報告の認定。</p> <p>②前年度決算報告及び会計監査報告の認定。</p> <p>③新年度執行役員 (内定者)・顧問・会計監査の選任。</p> <p>④新年度活動計画案の承認</p> <p>⑤新年度予算案の承認。</p> <p>⑥規約の改廃。</p>	<p><u>第 8 条 (総会)</u></p> <p>総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。</p> <p>(1) 付議すべき事項</p> <p>① 前年度活動報告と決算の認定。</p> <p>② 新年度執行役員 (内定者)・顧問・会計監査の紹介と承認。</p> <p>③ 新年度活動計画と予算案の提案と承認。</p> <p>④ PTA 会費の増減。</p> <p>⑤ 規約の改廃。</p>

<p><u>⑦前各号に定めるもののほか、事前に委員総会において承認された議案。</u></p> <p><u>(3) 開催時期</u></p> <p>①原則として4月下旬に、会長が招集する。</p> <p>②臨時総会は、全委員若しくは会員の「5分の1以上」の発議又は会長の発議により、会長が速やかにこれを招集する。</p> <p><u>(4) 定足と議決</u></p> <p>①委任状を含め、会員の過半数で成立する。</p> <p>②議決成立は、出席会員の過半数による。</p> <p><u>(5) 書面又は電磁的方法による議決</u></p> <p><u>総会において議決すべき場合に、委員総会の承認があるときは、書面又は電磁的方法による議決をすることができる。</u></p> <p>①総会において議決すべきものとされた事項について、全会員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による議決があったものとみなす。</p> <p>②前項の総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による議決について準用する。</p> <p><u>第14条 (委員総会)</u></p> <p>委員総会は、総会に次ぐ議決機関であり執行役員・顧問・全委員で構成される。欠席者の委任状を認める。</p> <p>(1) 付議すべき事項</p> <p>①活動報告・中間会計報告の認定。</p> <p>②規程の制定、改廃。</p> <p>③総会に提案する議案の審議。</p> <p>④緊急議決を要する事案の処理。</p> <p>(2) 開催時期</p> <p>①原則として6月、12月、3月(每学期1回)</p>	<p><u>⑥ その他 目的達成に係る事項の討議と承認。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①～⑤以外の議案については、事前に(3月末まで)生活部・学年部を通して本部に申告し、本部役員会の承認を得る。 ・ 本部の承認を経ない動議、前章第4条(方針)に<u>違背する案件の提出を認めない。</u> <p><u>(2) 開催時期</u></p> <p>① 通例、4月下旬に前年度会長が招集する。</p> <p>② 臨時総会は、全委員又は会員の「5分の1以上」、又は会長の発議により、会長が速やかにこれを招集する。</p> <p><u>(3) 定足と議決</u></p> <p>① 委任状を含め、会員の過半数で成立する。</p> <p>② 議決成立は、出席者の過半数による。</p> <p><u>第9条 (委員総会)</u></p> <p>委員総会は、総会に次ぐ議決機関であり執行役員・顧問・全委員で構成される。欠席者の委任状を認める。</p> <p>(1) 付議すべき事項</p> <p>① 活動報告・中間会計報告の認定。</p> <p>② 規程の制定、改廃</p> <p>③ 総会議案の審議</p> <p>④ 緊急議決を要する事案の処理</p> <p>(2) 開催時期</p> <p>① 每学期1回、会長が招集し、開催する。(7月、</p>
---	---

<p>に、会長が招集する。</p> <p>②臨時委員総会は、代表委員及び全委員の「3分の1以上」の発議により、会長が速やかにこれを招集する。</p> <p>(3) 定足と議決</p> <p>①委任状を含め、委員の過半数で成立する。</p> <p>②議決成立は、出席委員の過半数による。</p> <p><u>第15条 (代表委員会)</u></p> <p>代表委員会は、本会の執行機関として執行役員・顧問・代表委員により構成する。代表委員の代理人には、議決権を認めない。</p> <p>(1) 付議すべき事項</p> <p>①それぞれの委員活動に関する企画提案と審議。</p> <p>②予算案策定に関する審議。</p> <p>③議決機関で決定された事項の執行に係る行動計画の確定。</p> <p>④学校行事に係る調整。</p> <p>⑤地域団体、外郭団体に関する事案の報告と審議。</p> <p>⑥その他、当面する課題の解決のための審議。</p> <p>(2) 開催時期</p> <p>①原則として7月、10月、2月(每学期1回)に、会長が招集する。</p> <p>②臨時代表委員会は、執行役員及び代表委員の「3分の1以上」の発議により、会長が速やかにこれを招集する。</p> <p>(3) 定足と議決</p> <p>①委任状を含め、委員の過半数で成立する。</p> <p>②議決成立は、出席委員の過半数による。</p> <p><u>第16条 (本部役員会)</u></p> <p>執行機関の中核であり、各級会議の設定・種々の日程調整・当面する課題解決の方途を探る。活動計画・予算案の策定をはじめとする活動全般について、審議する。原則として毎月1回、会長又は副会長が招集する。必要があるときは、臨時に招</p>	<p>12月、3月)</p> <p>臨時委員総会は、代表委員及び全委員の「3分の1以上」の発議により、会長が速やかにこれを招集する。</p> <p>(3) 定足と議決</p> <p>① 委任状を含め、会員の過半数で成立する。</p> <p>② 議決成立は、出席者の過半数による。</p> <p><u>第10条 (代表委員会)</u></p> <p>代表委員会は、本会の執行機関として執行役員・顧問・代表委員により構成される。代表委員の代理人には、議決権を認めない。</p> <p>(1) 付議すべき事項</p> <p>① それぞれの委員活動に関する企画提案と審議。</p> <p>② 予算案策定に関する審議。</p> <p>③ 議決機関で決定された事項の、執行に係る行動計画の確定。</p> <p>④ 学校行事に係る調整。</p> <p>⑤ 地域団体、外郭団体に関する事案の報告と審議。</p> <p>⑥ その他 当面する課題の解決のための審議。</p> <p>(2) 開催時期</p> <p>① 5月、10月、2月に会長が招集する(曜日を確定する)。</p> <p>臨時代表委員会は、複数の執行役員及び代表委員の「3分の1以上」の発議により、会長が速やかに、これを招集する。</p> <p>(3) 定足と議決</p> <p>会員の過半数で成立し、出席者の過半数によって議決は成立する。</p> <p><u>第11条 (本部役員会)</u></p> <p>執行機関の中核であり、各級会議の設定・種々の日程調整・当面する課題解決の方途を探る。活動計画・予算案の策定をはじめとする活動全般について、審議する。毎月、定例に会長もしくは副会長が招集し、また臨時に開催して、不定に発</p>
--	--

<p><u>集する。</u></p> <p>第3章 特別委員会</p> <p><u>第17条（設置）</u> 特別委員会は、代表委員会又は委員総会の承認により、それぞれの委員会の下に設置することができる。<u>特別委員会は、次に掲げる事項など常設組織での対応が困難な事項を所掌する。</u></p> <p><u>（1）第13条の（1）の⑥及び⑦に関すること。</u> <u>（2）本校における周年行事等、特別な事業の実施等に関すること。</u></p> <p><u>第18条（委員）</u> 特別委員会の委員は、代表委員会又は委員総会が指名する会員とする。<u>必要があるときは、顧問を指名することができる。</u></p> <p><u>第19条（解散）</u> 特別委員会は、<u>その任務を終了したとき、又は設置を承認した代表委員会若しくは委員総会の決定により、解散する。</u>なお、<u>年度を越えて継続する必要があるときは、委員総会の承認を経て総会に報告する。</u></p> <p>第4章 経理</p> <p><u>第20条（会費）</u> 会費は、生徒及び教職員1人あたり、月額250円とする。</p>	<p><u>生ずる課題に即時即応する。</u></p> <p>第3章 特別委員会 <u>必要に応じて、代表委員会もしくは委員総会の下に、「特別委員会」を設けることができる。</u></p> <p><u>第1条（開設）</u> <u>常設組織内での対応が困難と想定される場合に、特別委員会の設置を検討する。</u></p> <p><u>→ 第2章 第8条（1）の④～⑥等に係る検討をする場合。</u> <u>→ 本校の特別な周年行事等の事業推進の場合。特別委員会を設置する必要があるときは、代表委員会もしくは委員総会に諮り、開設する。特別委員会は代表委員会もしくは委員総会が指名する会員によって構成される。また、顧問を指名することもできる。</u></p> <p><u>第2条（解散）</u> 特別委員会の<u>解散は、任務を達成し承認されたとき、もしくは代表委員会が設置を決議した場合代表委員会の決定を受けて、解散する。</u>なお、<u>年度を越えて継続する必要がある場合、委員総会の承認を経て、総会に報告される。</u></p> <p>第4章 経理 <u>本会の経理は、会費収入による。</u></p> <p><u>第1条（会費）</u> 会費は、生徒及び教職員1人あたり、月額250円とする。</p>
--	---

<p><u>第21条（会計年度）</u> 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。なお、4月1日以降、総会までの期間における支出入は、新年度に算入する。</p> <p><u>第22条（細則）</u> 会計処理の方法については、会計の引継事項において<u>詳細</u>を定める。</p> <p>第5章 <u>雑則</u></p> <p><u>第23条（委任）</u> この規約の<u>施行</u>に関し必要な事項は、PTA活動<u>規程</u>に定める。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条（施行期日等）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規約は、昭和54年4月27日より施行する。 2 平成58年5月12日 一部改訂 3 平成12年4月25日 一部改訂 4 平成15年4月28日 同推部と研修部とを統合、同推・研修部とする。（学級数減のため） 5 平成15年5月7日 一部改訂 6 平成17年4月27日 一部削除 7 平成18年3月2日 一部改訂 8 平成19年4月6日 「規約・規程集」改訂版として再編集。平成19年4月25日施行。 9 平成19年4月25日 同推・研修部改め人権同和推進部とする。（名称を実態に反映） 10 平成20年3月3日 第4章第1条（会費）の変更。平成20年4月25日施行。 11 平成31年4月26日 一部改訂 12 令和2年5月7日 一部改訂 13 令和6年5月14日 一部改訂 <p><u>第2条（検討）</u></p>	<p><u>第2条（会計年度）</u> 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。ただし、4月1日以降、総会までの期間における支出入は、新年度に算入する。</p> <p><u>第3条（運用）</u> 会計処理の<u>運用</u>に当たっては、「会計」の引継事項において<u>細目</u>を定める。</p> <p>第5章 <u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> この規約を運用するにあたり、別途活動<u>規程</u>を定める。</p> <p><u>第2条</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① この規約は、昭和54年4月27日より施行する。 ② 平成58年5月12日 一部改訂 ③ 平成12年4月25日 一部改訂 ④ 平成15年4月28日 同推部と研修部とを統合、同推・研修部とする。（学級数減のため） ⑤ 平成15年5月7日 一部改訂 ⑥ 平成17年4月27日 一部削除 ⑦ 平成18年3月2日 一部改訂 ⑧ 平成19年4月6日 「規約・規程集」改訂版として再編集。平成19年4月25日施行。 ⑨ 平成19年4月25日 同推・研修部改め人権同和推進部とする。（名称を実態に反映） ⑩ 平成20年3月3日 第4章第1条（会費）の変更。平成20年4月25日施行。 ⑪ 平成31年4月26日 一部改訂 ⑫ 令和2年5月7日 一部改訂
--	---

第6条に定める広報部及び人権同和推進部は、当分の間、休止する。ただし、本規約の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表「常設組織・機関図」(第6条関係)

